

1. 件名：日本原燃(株)再処理施設の使用前確認申請書等に関する面談

2. 日時：令和5年1月10日(火) 15時00分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官

館内上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

清水原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

六ヶ所原子力規制事務所

成谷原子力運転検査官、山神原子力運転検査官、杉山原子力運転検査官

日本原燃(株)品質保証部 部長 他5名

5. 要旨

○日本原燃(株)(以下「事業者」という。)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46条第3項の規定に基づき、令和4年12月26日付けで使用前確認申請書(以下「申請書」という。)の提出があり、その内容について説明を受けた。また、令和4年11月14日の面談を受け変更された「既設の設備機器等に係る健全性の評価等も含めた使用前事業者検査の実施方針(以下「実施方針」という。)」の変更箇所に係る検査方法への影響についても、資料に基づき説明を受けた。

(1) 申請書に係る主な説明内容について

- ・申請書の対象設備は、冷却水設備の熱交換器及び主配管、火災防護設備の熱感知カメラ及び炎感知器、並びに竜巻防護対象設備の飛来物防護ネットである。
- ・申請書の対象設備に対する使用前事業者検査は、2023年6月までを予定している。

(2) 実施方針の主な変更箇所に係る検査方法への影響について

- ・耐圧・漏えい検査に追記した可搬型重大事故等対処設備の完成品の検査方法について、「運転性能試験や有害な欠陥がないこと等の確認とすることもできる」としているが、本方法による検査を適用する場合は、耐圧・漏えい検査の判定基準である「検査圧力に耐え、かつ異常がないこと」との関係を明確にして実施する。
- ・腐食を考慮する容器等の板厚評価における代表機器の選定内容及びその妥当性については、別途面談又は使用前事業者検査に係る原子力規制検査の中で説明する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

今後、申請書に基づき原子力規制検査を適切に進めるため、使用前事業者検査に係る検査管理表、検査工程表等、必要な情報を適時に提供すること。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. 資料

配布資料：面談コメント（令和4年11月14日）に対する対応と検査方法への影響について

その他：令和4年12月26日 使用前確認申請書（令和4年12月26日付け2022再工技発第56号）を使用